

# 熊谷市グラウンド・ゴルフ協会規約

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本協会は熊谷グラウンド・ゴルフ協会と称し、事務局を会長の定めるところにおく。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本協会はグラウンド・ゴルフの健全な普及および振興並びに会員相互の親睦と交流を図り、健全で明るい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 普及と振興
- (2) 競技会の開催
- (3) 講習会並びに研修会の開催
- (4) 親睦会の開催
- (5) 指導者の養成と派遣
- (6) グラウンド・ゴルフに関する資料収集
- (7) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 組 織

第4条 熊谷市内に在住在勤し、登録した会員をもって組織する。

- (1) 代表者によって申し込みした団体に所属する者
- (2) 個人によって申し込みした者

2 本協会に支部を置く。

## 第4章 役 員

第5条 本協会に次の役員を置く。

名誉会長	1名
名誉顧問	1名
顧 問	若干名
会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
副理事長	1名
理 事	若干名
評 議 員	チーム代表者
監 事	2名
委 員 長	3名
副委員長	若干名
会 計	2名

- 2 役員は、別に定める職務を掌る。  
 第6条 会長、副会長は理事会において推薦する。  
 2 会長は本協会を代表し、会務を執行する。  
 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。  
 第7条 名誉会長・名誉顧問・顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。  
 2 顧問は会務について会長の諮問に答える。  
 第8条 理事長は理事会において選出する。  
 2 理事長は理事会を代表し、理事会の会務を執行する。  
 第9条 副理事長は理事会において選出する。  
 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。  
 第10条 理事は各支部より選出し、本協会の重要事項を審議する。  
 2 各支部より1名選出する。  
 3 正・副委員長は理事とする。  
 4 会長は必要に応じ理事会の議を経て理事を推薦することができる。  
 第11条 評議員は評議委員会を構成し理事会の諮問に応ずる。  
 第12条 会計は理事会の推薦により会長が委嘱し、本協会の金銭の出納・管理を行う。  
 第13条 監事は理事会の推薦により会長が委嘱し、本協会の会計及び事業の執行状況を監査する。  
 第14条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げないが会長・副会長・理事長・副理事長（支部長理事を含む）は、5期又は満80歳で退任とする。（年齢基準日は4月1日とする）  
 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。  
 3 前任者は後任者が決定するまで職務を行う。

## 第5章 会 議

- 第15条 本協会の会議は、総会、理事会、評議会とする。  
 第16条 総会は理事、評議員及び各登録団体選出の代表者で構成する。  
 2 総会は会長が招集し議長となる。  
 第17条 理事会は会長が必要と認めた時に招集する。  
 2 理事会は理事長が議長となる。  
 第18条 評議員会は年1回開催し必要に応じ臨時に開催することができる。  
 2 評議員会は会長が招集し議長となる。  
 第19条 本協会の目的達成のために理事会の議を経て、専門委員会を設けることができる。  
 2 専門委員会は総務・広報・プレー委員会とし各委員会に委員長及び副委員長をおく。  
 第20条 会議の定数は構成員の過半数とする。議決は多数決とし可否同数の場合は議長が決定する。

## 第6章 会 計

- 第21条 本協会の経費は会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。  
 第22条 本協会の会計年度は、毎年4月 1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 付則

この規約は理事会の議を経て改訂することができる。

この規約は平成元年11月8日から施行する。

- (1) 平成 2年 4月27日一部改正
- (2) 平成 5年 4月24日一部改正
- (3) 平成 6年 4月24日一部改正
- (4) 平成11年 4月18日一部改正
- (5) 平成13年 4月28日一部改正
- (6) 平成14年 4月21日一部改正
- (7) 平成17年 4月24日一部改正
- (8) 平成21年 4月26日一部改正
- (9) 平成25年 4月21日一部改正
- (10) 平成27年 4月19日一部改正